

広島県告示第七百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和五年五月十五日までの間、縦覧に供する。

令和五年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉川西条線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
東広島市西条町寺家字重常七三七〇番地一地从先 東広島市西条町西条東字堤之内八五一番地一地从先まで		七・八〇〇 二・二〇〇	一六・〇〇〇 三三・二〇〇	七五〇・〇〇〇	七五〇・〇〇〇
	新			七五〇・〇〇〇	拡幅